

○ 安心して生活できるセーフティネットの確立

(1) あいりん対策、ホームレスの自立支援対策の推進

(厚生労働省・内閣府・国土交通省)

【本市の提案・要望】

(あいりん対策)

- あいりん地域における総合対策の推進及び財政措置、環境改善をめざしたまちづくりに対する支援

(ホームレスの自立支援の推進)

- 国の責務による雇用施策のより一層の充実や実効性のある全国的なホームレス自立支援等施策の実施及び地域の実情に応じた施策に対する財政措置

【現状・課題】

(あいりん対策)

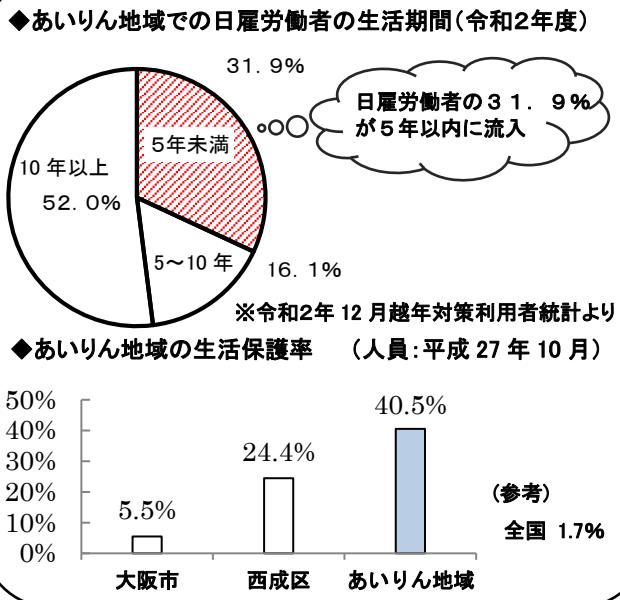
- あいりん地域は、仕事を求める日雇労働者の流入が続いている、また、生活保護受給率が依然として全国的に見て高い水準にあるなど、労働施策など社会全体の課題がこの地域に集中していることから生じる様々な課題を抱えている。
- このため、本市が「西成特区構想」の取組みの中で実施している日雇労働者等自立支援事業、結核対策事業、薬物依存者等サポート事業、地域環境整備への取り組み等のあいりんの地域事情を踏まえた総合対策を国においても推進するとともに、子育て世帯の呼び込みや駅前活性化等を図るために環境改善をめざしたまちづくりへの支援が必要である。
- また、あいりん地域が抱える課題は、個別の取組みや一自治体での対応では根本解決に至らない広域的な課題であるにも関わらず、生活困窮者自立支援法の施行(平成27年4月)に伴い一部事業の国庫補助率が引き下げられ、市の負担が重くなっているため、あいりん対策事業に対する十分な財政措置が必要である。

(ホームレス自立支援対策)

- 本市のホームレス数は依然として多数存在しており、府外からの流入が続いている。
- ホームレス問題は、様々な社会的、経済的原因が複合しており、一自治体だけでの対応には限界があるため、国の責務により実施する雇用施策全般のより一層の充実を図るとともに、基本方針を踏まえたホームレスの高齢化や野宿期間の長期化、住居を喪失して終夜営業の店舗等を利用している若年層に対応した実効性のある施策を実施する必要がある。
- 生活困窮者自立支援法の施行に伴い一部事業の国庫補助率が引き下げられ、多額の市費負担が発生しているため、各地方自治体が地域の実情に応じて進める多様なホームレスの自立支援等の施策に対しては、国における全額措置が必要である。

担当：福祉局・西成区・健康局・環境局・市民局、関係各局

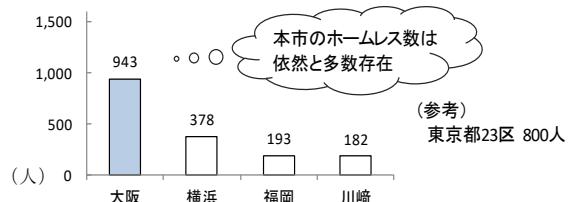
(あいりん対策)



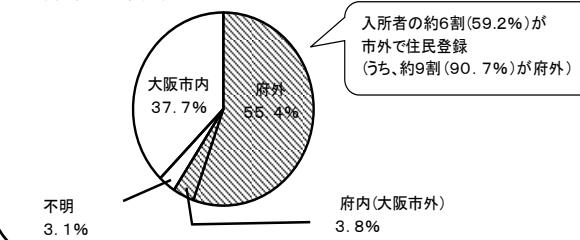
あいりん地域には、日雇労働者の流入や高水準の生活保護率など社会全体の課題が集中している

(ホームレス自立支援対策)

◆主要政令指定都市のホームレス数（令和3年1月）



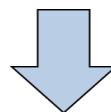
◆自立支援センター入所者の最終住民登録地（令和元年度）



- ・ホームレス問題は、市域を超えた課題である
- ・国の責務による雇用施策の充実や実効性のある施策の実施が必要

さらに

個別の取組みや一自治体での対応には限界



生活困窮者自立支援法の施行に伴う国庫補助率の引下げ（平成27年4月～）

(法施行前の補助率) ⇒ (法施行後の補助率)
10/10 ⇒ 3/4、2/3

7千万円

・日雇労働者等自立支援事業(3/4,2/3)

法施行前に比べ市費負担が増大
(令和3年度の影響額)

1億3千万円

・巡回相談事業(3/4)
・自立支援センター事業(3/4,2/3)など

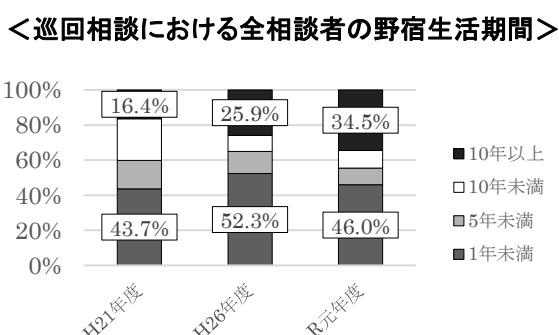
- ・あいりん関連事業に対する十分な財政措置
- ・あいりんの地域事情を踏まえた総合対策の推進
- ・環境改善をめざしたまちづくりに対する支援

- ・国の責務により実施する雇用施策全般の充実を図る
- ・基本方針を踏まえた実効性のある施策の実施
- ・各地方自治体が地域の実情に応じて進める多様なホームレスの自立支援等施策への全額措置

が必要

が必要

(ホームレスの高齢化・長期、若年層の傾向)



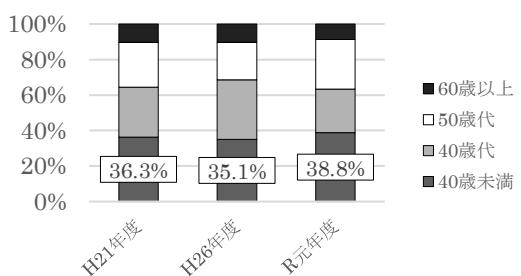
野宿生活期間10年以上が増加

野宿生活期間1年未満が4割を超えている



※支援が困難なため、きめ細やかな支援が必要

<野宿生活期間1年未満の年齢構成>



野宿生活期間が短い場合、若年層が多い



※早い段階での自立支援が必要